

ベトナムにおける EC、自動車ディーラーへの  
会社設立・出店手順の手順書

2019 年 12 月

独立行政法人 日本貿易振興機構 ホーチミン事務所

【免責条項】本手順書で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本手順書で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

# 本解説書について

本解説書は、「日越共同イニシアティブ」のサービス産業ワーキングチームによって作成された、サービス産業分野への投資許可申請を行う際の参考資料である。

「日越共同イニシアティブ」とは、ベトナムの投資環境を改善し、外国投資を拡大することを通じて、ベトナムの産業競争力を高めることを目的として、2003年4月に日越両国の首脳の合意によって設置された枠組みである。ベトナムが投資環境を改善するための行動を、約2年を1フェーズとして実施してきており、2018年からの第7フェーズでは、WT9（サービス業）の取り組みとして、本解説書を作成した。

これは、日本企業の関心が高いサービス産業2分野（EC、自動車ディーラー）の会社設立・出店について、会社設立や出店手続の審査基準を明確化しようとするものである。

本解説書は2019年11月時点での情報をもとに、日本側メンバーにより取りまとめられたものであり、ベトナム政府が法的に承認したものではないこと、法令や通達により随時状況変化があり得ることに留意しながらご利用いただきたい。

外国投資一般に係る事項については、「ベトナム拠点設立マニュアル」（2018年11月 ジェトロ）などをご参照いただきたい。

[https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/ Reports/02/2018/ed272f032fec21e9/vn\\_manual201811.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/Reports/02/2018/ed272f032fec21e9/vn_manual201811.pdf)

日越共同イニシアティブ フェーズ7  
サービス産業ワーキングチームリーダー  
日本貿易振興機構（ジェトロ）ホーチミン事務所長  
比良井 慎司

# ベトナム・法人設立手順書

業種：EC

# 1. ECの運営のための会社設立

## (1) ECサイトとECポータルサイト

ECは、いわゆる個別のオンラインショップ（「ECサイト」）と、複数のオンラインショップの母体となる「ECポータルサイト」とに分類され、それぞれ規制が異なることに留意が必要である。なお、「ECポータルサイト」は①商品の販売を行うもの、②宣伝を行うもの、③オークション取引を行うものの総称として規定されている。

	ECサイト	ECポータルサイト
定義	商品若しくはサービスの販売又は宣伝を行うオンラインのウェブサイト <sup>1</sup>	他の個人又は事業者が、当該ウェブサイトを通じて商品の①販売、②宣伝、③オークション等の取引を行うことができるように場を提供するためのウェブサイト <sup>2</sup>
外資規制	なし	なし（※1 ※2）
ビジネスライン・業種コード	特別なコードはないが、取扱商品等に応じた個別のビジネスラインを登録する必要	VSIC 6312: Web portal (e-commerce activity)
必要許認可・手続等	①IRC（投資登録証明書） ②ERC（企業登録証明書） ③小売ライセンス ④ECサイトの開設に関する届出	①IRC（投資登録証明書） ②ERC（企業登録証明書） ③小売ライセンス ④ECポータルサイトに関する登録許可
個別要件	スライド4,5枚目を参照	スライド6～9枚目を参照

※1：CPTPPのネガティブリストに記載されていないため  
なお、従来はWTOコミットメントにおいて外資に対して開放されていない分野であるため、ケースごとの許可が必要とされていた  
※2：2019年現在、CPTPPは発効後間もないため、当局の運用を注視しておく必要がある。

なお、一般ウェブサイトではなく、スマートフォン等のモバイルアプリを利用する場合、「ECアプリ」、「ECサービスアプリ」として分類されるが、前者は「ECサイト」、後者は「ECポータルサイト」に相当し、それぞれ同様の規制が準用される<sup>3</sup>

# 1. ECの運営のための会社設立

## (2) 許認可等に関するフロー

### ①IRCの取得

- 申請先：地域の計画投資局（計画投資省と商工省が上級監督機関として意見）
- 法定所要日数：15暦日

### ②ERCの取得（会社設立の完了）

- 申請先：地域の計画投資局
- 法定所要日数：3営業日

### ③小売ライセンスの取得

- 申請先：地域の商工局及び商工省
- 法定所要日数：
  - 商工局の許可：10営業日
  - 商工省の許可：15暦日
  - ライセンスの発行：3営業日

### ④ECサイトの開設届出<sup>4</sup>

- 届出先：商工省（商工省のサイト（<http://online.gov.vn>）でオンライン登録が可能）
- 法定所要日数：6営業日

### ④ECポータルサイト登録許可<sup>5</sup>

- 申請先：商工省（商工省のサイト（<http://online.gov.vn>）でオンライン登録が可能）
- 法定所要日数：25営業日

EC  
ポータル  
サイトの  
場合

ECサイト  
の場合

\* 法定所要日数は、申請書類が完備しており、有効である場合の日数

# 1. ECの運営のための会社設立

## (3) 個別要件（ECサイト）

### 製品・サービスの規制

1. 提供される製品・サービスが、ECサイト所有者の登録ビジネスラインに合致していること
2. ECサイトにおける取扱い禁止製品・サービスに該当しないこと※1<sup>7</sup>
3. 条件付投資分野に該当する製品・サービスを取り扱う場合には、当該条件を充たしたことを証する証明書の情報をウェブサイトに掲載すること※2<sup>8</sup>

### 小売ライセンスの要件<sup>6</sup>

1. 輸入販売禁止物品に該当しないこと
2. 当該小売事業遂行のための資金計画
3. 申請時において税の未払いがないこと

※1：ECで取引が禁止されている商品・サービス: (a) 散弾銃及びその弾丸、スポーツ用武器、戦闘装備; (b) タバコ及び葉巻; (c) アルコール飲料; (d) 希少野生生物; (e) 取引が禁止されているその他の商品

※2：条件付投資分野に関しては、投資法の別紙4に詳細に列挙されている

# 1. ECの運営のための会社設立

## (3) 個別要件（ECサイト）

### 必要的開示情報（ウェブサイト、アプリ）

ECサイト上に下記情報が表示されている必要がある※1

- ① サイト所有者の名称・本店所在地・ERC情報・電話番号等<sup>9</sup>
- ② 商品・サービスの情報※2<sup>10</sup>
- ③ 価格に関する情報※3<sup>11</sup>
- ④ 売買に関する基本条件※4<sup>12</sup>
- ⑤ 配送に関する情報※5<sup>13</sup>
- ⑥ 支払方法※6<sup>14</sup>
- ⑦ 個人情報保護ポリシー<sup>15</sup>
- ⑧ 紛争解決ポリシー<sup>16</sup>

※1：情報は、明確、正確、検索・理解可能であり、オンラインでアクセス可能であり、保管・印刷・再表示可能であり、取引前に顧客に明確に表示されなければならない。

※2：顧客が製品又はサービスを正確に識別し、誤解を生じさせないよう情報提供する必要。

※3：価格に税、梱包、配送、その他費用が含まれているか明記する必要（明記されていないと含むものとみなされる）。

※4：時間的・地理的制限など製品・サービスの提供に関する条件や制限、返品・返金に関するポリシー、保証ポリシー（もしあれば）、サービスの提供に関する基準やプロセス等の条件（もしあれば）、売主・顧客の義務、取引前に顧客が基本条件を確認するためのメカニズム。

※5：配送方法・サービス提供方法、配送又はサービス提供に要する予測時間、配送又はサービス提供に関する地理的な制限（もしあれば）。

※6：利用可能な全ての支払い方法を、顧客が理解できるように明確かつ正確な説明を付して記載する必要。顧客が支払いを行う前に各取引の詳細を確認するためのメカニズムを採用している必要。

# 1. 従来のECの運営のための会社設立

(現在は外資規制なし、CPTPPのネガティブリストにないため※)

(4) 個別要件 (「ECポータルサイト」一般に適用)

## 事業計画の提出<sup>17</sup>

1. 提出する事業計画において、ベトナムへのポジティブな影響 (雇用機会の創出、国家予算への貢献、技術的進歩等)、当該小売事業遂行のための資金計画が示されていること

## サイト所有者の経済的要件<sup>17</sup>

2. 申請時において税の未払いがないこと

## 競合他社との比較<sup>17</sup>

3. 競合他社と同等の能力を有していること

※ 2019年現在、CPTPPは発効後間もないため、当局の運用を注視しておく必要がある。



# 1. ECの運営のための会社設立

## (4.1) 個別要件（商品の販売に関するECポータルサイトに適用）

### 必要的開示情報（ウェブサイト、アプリ）<sup>18</sup>

以下の内容を含む規則をウェブサイト上に表示する必要

1. ECポータルサイトの運営者の権利義務
2. ECポータルサイトの利用者の権利義務
3. 取引のプロセスの説明
4. 法令違反が生じた場合のECポータルサイト運営者のチェック能力
5. 取引の当事者の権利義務
6. ECポータルサイト運営者の取引に関する免責事由
7. 取引に関する情報の安全管理に関する規則
8. 取引に関する当事者間での紛争処理メカニズム
9. 利用者の個人情報保護ポリシー
10. 消費者の利益が侵害された場合の処理方法
11. ECポータルサイトの運営規則に服しない者による違反の処理方法

# 1. ECの運営のための会社設立

## (4.2) 個別要件（商品の宣伝に関するECポータルサイトに適用）

### 必要的開示情報（ウェブサイト、アプリ）<sup>19</sup>

商品の販売に関するECポータルサイトにおける必要的開示情報が準用される

1. 宣伝の対象となる製品・サービスを提供する者の氏名、住所、電話番号、その他の連絡先
2. 宣伝の対象となる製品・サービスの情報（原産地、仕様、品質を含む）
3. 開始日・終了日を含む宣伝期間
4. 宣伝の対象となる前の製品・サービスの価格
5. 顧客が製品・サービスを手に入れるまでに必要なコストの総額（オンライン宣伝を行う事業者に対して支払う分も含む）
6. 宣伝が適用される地理的範囲（ある場合）

※宣伝期間中における顧客のコメント、フィードバックを記載する機能がある場合には、それを他の顧客が閲覧できるようにする必要がある

# 1. ECの運営のための会社設立

## (4.3) 個別要件（オークションに関するECポータルサイトに適用）

### 必要的開示情報 (ウェブサイト、アプリ) <sup>20</sup>

商品の販売に関するECポータルサイトにおける必要的開示情報が準用される

### 技術的要件<sup>21</sup>

1. オークション過程で提示した入札金額をすべて記録、保存しておく必要
2. オークション開始後、他の入札者が閲覧可能なように30秒ごとにアプリウェブサイト  
に最高入札額及び入札者を表示する必要

※入札を撤回すること又は落札した商品を購入しないことができないシステムである場合には、その旨のオークション参加者の責任が明確に事前通知されるようにしておく必要がある

## 2. 運営開始後の義務等

### (1) ECサイトとECポータルサイトの運営者に共通の義務

#### ECの禁止事項

違法な事業活動、違法な情報の開示・使用、違法な取引勧誘等の禁止行為に該当しないこと<sup>26</sup>

#### 顧客に対する義務

- ① 前記ECサイトに関する必要的開示情報を正確・適切に開示すること<sup>22</sup>
- ② 個人情報保護ポリシーに従うこと<sup>22</sup>
- ③ オンライン注文機能がある場合には、取引参加者が法令に従って取引を実行するためのメカニズムを整備すること<sup>22</sup>
- ④ 決済仲介サービスの規制に従うこと<sup>22</sup>

#### 当局に対する義務

- ① 当局の調査等に関して情報提供を行うこと<sup>22</sup>
- ② 納税義務を果たすこと<sup>22</sup>
- ③ 必要的開示情報に変更があった場合の7営業日以内の通知（商工省宛て）<sup>23</sup>
- ④ 会計法に準拠した支払情報の管理<sup>24</sup>
- ⑤ 商工省に対して毎年1月15日までに売買の統計を報告すること<sup>25</sup>

### (2) 「ECポータルサイト」の運営者一般に適用される義務

#### 利用者に対する義務

開示情報に変更が生じる場合には、少なくとも5営業日前までにECポータルサイトの利用者に対して通知すること<sup>27</sup>

## 2. 運営開始後の義務等

### (2.1) 商品の販売に関するECポータルサイトの運営者の義務<sup>28</sup>

1. 商品の販売に関する前記のECポータルサイトの規則を開示し、それが遵守されることをモニターすること
2. 出店する各売主に対し、名称・本店所在地・ERC情報・電話番号等の情報を請求すること
3. 売主の情報が正確かつ適切であることを担保するためのチェック・モニターメカニズムを採用すること
4. 取引参加者の情報を保管し、定期的にアップデートすること
5. オンライン注文機能がある場合には、取引参加者が法令に従って取引を実行するためのメカニズムを整備すること
6. 秘密情報・個人情報の安全性に関する必要な手段を講じること
7. 法令違反があった場合に適時に救済措置を講じること
8. 法令違反行為に関する当局の調査に対して情報提供すること
9. 紛争解決メカニズムを一般に公表し、顧客の法的な利益が侵害された場合には売主に関する情報提供を行い、顧客保護のための積極的なサポートを行うこと
10. 取引が禁止及び制限されている製品・サービス、偽造品、模造品、密輸品、知的財産権を侵害する製品、その他の法令違反の製品・サービスに関する取引を防止、排除すること
11. 条件付で取引可能な製品・サービスに関しては、売主に対して法令に基づく営業ライセンスを提供するよう要求すること

## 2. 運営開始後の義務等

### (2.2) 商品の宣伝に関するECポータルサイトの運営者の義務<sup>29</sup>

1. 宣伝活動に関する商法及び関連する規定を遵守すること
2. 顧客の個人情報の保護に関する法令の規定を遵守すること
3. オンライン注文機能がある場合には、取引参加者が法令に従って取引を実行するためのメカニズムを整備すること
4. オンライン決済機能がある場合には、決済の安全性に関する法令の規定を遵守すること
5. 商品の宣伝に関するECポータルサイトの前記必要的開示情報が開示されていること
6. 商品の販売に関する前記のECポータルサイトの規則に準ずる規則を作成、開示すること
7. 宣伝の対象となる製品・サービスに関する顧客のクレームを受領し解決するためのメカニズムを採用し、開示すること
8. 消費者保護に関する法律に従って、第三者に対し、製品・サービスについての情報を提供すること
9. 規約に反して、提供したクーポン・会員カード等がパートナーにより利用拒否された場合に賠償すること
10. 取引が禁止及び制限されている製品・サービス、偽造品、模造品、密輸品、知的財産権を侵害する製品、その他の法令違反の製品・サービスに関する取引を防止、排除すること
11. 条件付で取引可能な製品・サービスに関しては、売主に対して法令に基づく営業ライセンスを提供するよう要求すること

## 2. 運営開始後の義務等

### (2.3) オークションに関するECポータルサイトの運営者の義務<sup>30</sup>

1. 既述の商品の販売に関するECポータルサイト運営者の義務の遵守
2. 商品の販売に関する前記のECポータルサイトの規則に準ずる規則を作成、開示すること
3. オークション形式及び手順を決定すること
4. 2で決定された形式及び手順に従ってオークションを行えるよう技術的なシステムを構築すること
5. オークションに係る製品情報を正確かつ十分に通知、公開できるよう売主に対しツールを提供すること
6. 入札者の検討のために、製品の写真を表示するためのツールを提供すること
7. 売主にオークションの過程に関する必要な情報を提供すること
8. オークション終了後、売主及び買主に対し、オークション結果を通知すること
9. 技術的障害でオークションが不能になった場合、それに関する責任を持つこと
10. 取引が禁止及び制限されている製品・サービス、偽造品、模造品、密輸品、知的財産権を侵害する製品、その他の法令違反の製品・サービスに関する取引を防止、排除すること
11. 条件付で取引可能な製品・サービスに関しては、売主に対して法令に基づく営業ライセンスを提供するよう要求すること

# 脚注・法令情報

\*外資企業のみに適用される場合は（）で記載。それ以外は、外資企業及び現地企業に適用される。

1. Decree 52/2013/ND-CP第25.1条
2. Decree 52/2013/ND-CP第25.2条
3. Circular 59/2015/TT-BCT
4. Decree 52/2013/ND-CP第53条
5. Decree 52/2013/ND-CP第55条
6. Decree 09/2018/ND-CP第9.1条（外資企業のみに適用される）
7. Circular 47/2014/TT-BCT第3.1条
8. Law No.03/2016/QH14 別紙4
9. Decree 52/2013/ND-CP第29条
10. Decree 52/2013/ND-CP第30条
11. Decree 52/2013/ND-CP第31条
12. Decree 52/2013/ND-CP第32条
13. Decree 52/2013/ND-CP第33条
14. Decree 52/2013/ND-CP第34条
15. Decree 52/2013/ND-CP第27.3条



# 脚注・法令情報

\* 外資企業のみに適用される場合は ( ) で記載。それ以外は、外資企業及び現地企業に適用される。

16. Decree 52/2013/ND-CP第76.2条

17. Decree 09/2018/ND-CP第9.3条 (外資企業のみに適用される)

18. Decree 52/2013/ND-CP第38条

19. Decree 52/2013/ND-CP第40条

20. Decree 52/2013/ND-CP第46.2条

21. Decree 52/2013/ND-CP第45条

22. Decree 52/2013/ND-CP第27条

23. Decree 52/2013/ND-CP第56.1条 ; Circular 47/2014/TT-BCT第17.1条

24. Decree 52/2013/ND-CP第75条

25. Decree 52/2013/ND-CP第57条 ; Circular 47/2014/TT-BCT第20条

26. Decree 52/2013/ND-CP第4条

27. Decree 52/2013/ND-CP第38.3条

28. Decree 52/2013/ND-CP第36条 ; Circular 47/2014/TT-BCT第4条

29. Decree 52/2013/ND-CP第41条 ; Circular 47/2014/TT-BCT第4条

30. Decree 52/2013/ND-CP第46条 ; Circular 47/2014/TT-BCT第4条

# (参考) 法令名

- 電子商取引に関する政令52/2013/ND-CP
- 携帯端末のアプリケーションを通じた電子商取引の管理に関する通達59/2015/TT-BCT
- ベトナムにおける外資系企業の商品売買活動などに関する商法および外国貿易管理法の細則を定める政令09/2018/ND-CP
- 電子商取引サイトの管理に関する通達47/2014/TT-BCT
- 条件付経営投資分野について定めた投資法第6条および付録4の修正および補足に関する改正法03/2016/QH14

# ベトナム・法人設立手順書

業種：自動車ディーラー

# 1. 自動車ディーラーの会社設立

## (1) 自動車ディーラーの事業内容

自動車ディーラーが行う事業内容としては、主として、①新車の輸入販売、②中古車の輸入販売、③修理・メンテナンス、④車両の付属品の販売が考えられる。

「自動車」には、乗用車及び商用車（トレーラー等）の双方を含む。

「中古車」には、輸入中古車、ベトナム国内における下取り車の双方を含む。

	新車販売	中古車販売	付属品販売	修理・メンテナンス
外資規制	なし	なし	なし ※輸入が禁止されている商品あり	なし（※1 ※2）
ビジネスライン・業種コード	VSIC: 4690 Non-specialized wholesale trade VSIC: 4799 Other retail sale not in stores, stall and markets			VSIC: 4520 Maintenance and repair of motor vehicles
必要許認可・手続等	①IRC（投資登録証明書） ②ERC（企業登録証明書） ③小売ライセンス ④車両輸入ライセンス		①IRC（投資登録証明書） ②ERC（企業登録証明書） ③小売ライセンス	①IRC（投資登録証明書） ②ERC（企業登録証明書） ③車両の保証・メンテナンスの実施に関する証明書 ※ 小売を行わない場合には小売ライセンスを取得する必要はなく、後記ENTの適用もない
個別要件	スライド4枚目参照		スライド5枚目参照	スライド6,7枚目参照

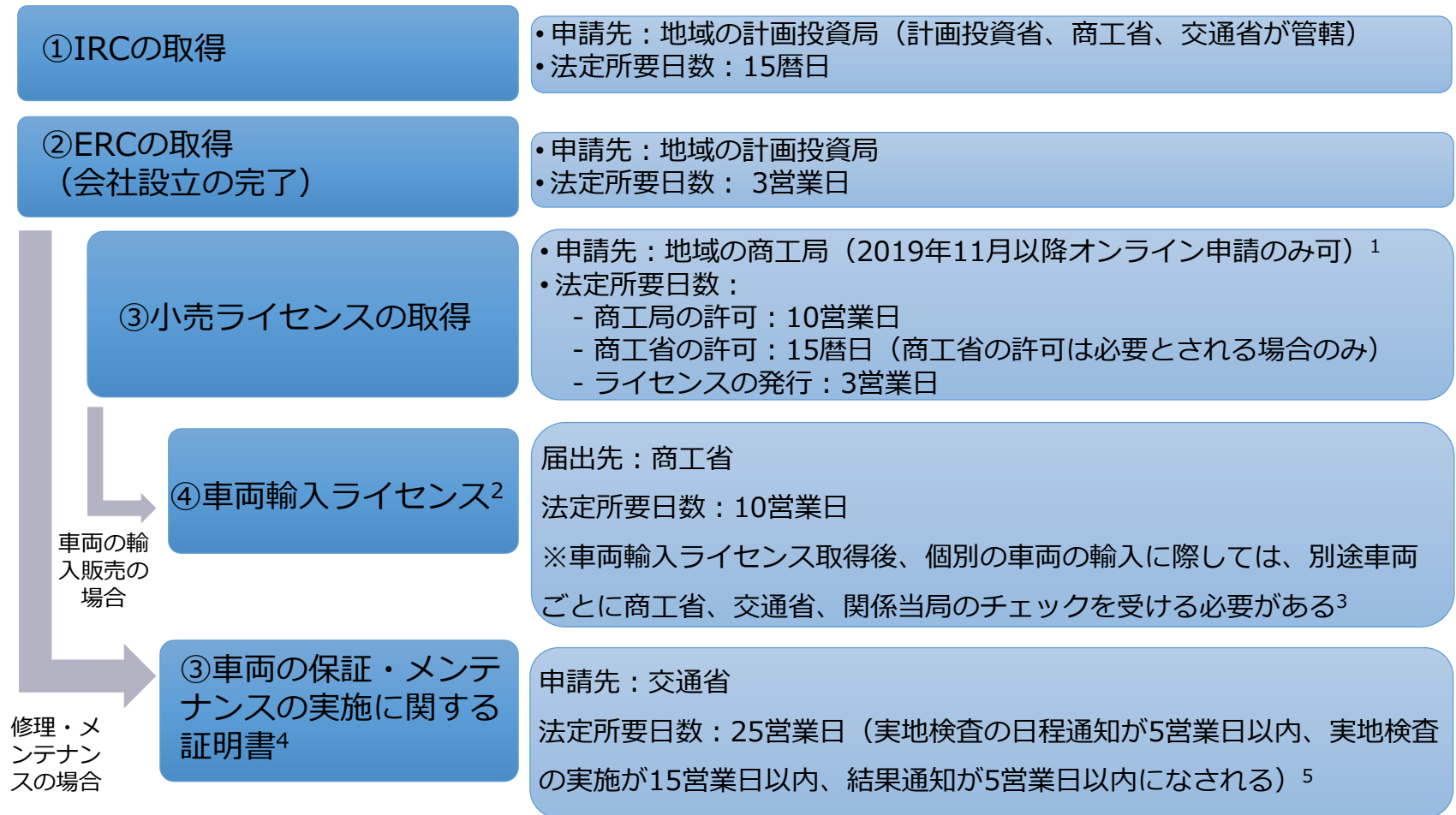
※1：CPTPPのネガティブリストに記載されていないため

なお、従来はWTOコミットメントにおいて外資に対して開放されていない分野であるため、ケースごとの許可が必要とされていた（外資が行うことができるのは一定の場合に限定（スライド6枚目））

※2：2019年現在、CPTPPは発効後間もないため、当局の運用を注視しておく必要がある。

# 1.自動車ディーラーの会社設立

## (2) 許認可等に関するフロー



\* 法定所要日数は、申請書類が完備しており、有効である場合の日数

# 1.自動車ディーラーの会社設立

## (3) 個別要件（新車・中古車・輸入車販売）

### 1. 修理・メンテナンス設備<sup>6</sup>

修理・メンテナンスのための設備を保有若しくは賃借しているか、又はディーラーとしての取引システムの中に組み込まれていること

### 2. 車両製造者の代理権<sup>6</sup>

輸入車両をリコールするため、外国の車両製造業者を代理する権限を有することを証する資料を有していること

- 会社設立後、個別の車両の輸入に際しては、後記「2.運営開始後の義務」に記載の輸入要件及び輸入禁止車両に該当しないことを充足する必要がある
- 付属品販売に関しては、事業開始に際しては特段の個別要件は存在しないが、後記「2.運営開始後の義務」に記載の輸入禁止物品に該当してはならない

# 1. 従来の自動車ディーラーのための会社設立 (現在は外資規制なし、CPTPPのネガティブリストにないため※)

## (4) 個別要件（修理・メンテナンス業）

外資が車両の修理・メンテナンス業を行うことができるのは、以下の主体に限定されていた

① 車両の製造業者又は輸入業者に対してサービスを提供する場合  
(ただし、車両製造業者からの技術的サポートや部品の供給等に関するコミットメントを受けている必要がある)<sup>7</sup>

② 車両の製造業者が自らサービスを提供する場合<sup>8</sup>

③ 車両の輸入業者が自らサービスを提供する場合<sup>9</sup>

※ 2019年現在、CPTPPは発効後間もないため、当局の運用を注視しておく必要がある。

# 1.自動車ディーラーのための会社設立

## (4) 個別要件（修理・メンテナンス業）<sup>10</sup>

以下の個別要件は外資企業、国内企業の双方に適用される

### 1. 設備要件

- ・適法な使用权を有する土地上に存在すること
- ・修理等を行う上で適切な土地建物であること
- ・受取、修理、引渡検査、洗車、付属品の販売等のための場所が確保されていること
- ・修理等のための適切な設備・道具があること
- ・エンジンや車両の技術的条件の診断のための設備等が整っていること

### 2. 品質管理システム

修理等の品質を確保するために適切な人員と品質管理システムを備えていること

### 3. 技術的サポートコミットメント

製造業者から、保証やメンテナンスのための技術的サポートや部品の供給等に関するコミットメントを受けていること

### 4.安全衛生基準

労働者の安全と衛生を確保するための適切な人員と計画を備えていること

### 5.消防要件

防火・消防のための要件を満たし、消防計画を有していること

### 6.環境保護要件

当局の承認を受けた環境保護書類を有していること



# 1.自動車ディーラーのための会社設立

## (4) 個別要件（修理・メンテナンス業）

### 7. 車種別施設要件<sup>11</sup>

車種	施設の種類及び最低必要個数								
	レセプション <sup>(1)</sup>	車両引渡しエリア <sup>(1)</sup>	修理・メンテナンスエリア <sup>(2)</sup>	車体溶接エリア	塗装エリア	車両引渡し検査エリア	オペレーティングルーム	部品倉庫	洗車エリア
乗用車	1	1	2	1	1	1	1	1	1
トレーラー									
セミトレーラー	1	1	1	1	1	1	1	1	1
特殊四輪車	1	1	2	1	1	1	1	1	1

注:

- (1) レセプションと車両引渡しエリアは兼用可能であり、ワークショップ内である必要はない
- (2) 修理・メンテナンスエリアは、車両のエンジン、パワー・トレイン、トランスミッション、ブレーキ、ステアリング、サスペンション、電力・照明・信号、エアコンに関する作業を行う場所である。

# 1.自動車ディーラーのための会社設立

## (4) 個別要件（修理・メンテナンス業）

### 8. 修理・メンテナンス場の車種別広さ要件<sup>11</sup>

車種	最低限の広さ（横 x 縦）（メートル）						注
	レセプション	車両引渡しエリア	修理・メンテナンスエリア	車体溶接エリア	塗装エリア	車両引渡し検査エリア	
乗用車、16席以下のバス、トラック及び3.5トン以下の特別車両、特殊四輪車	3.5 x 6	3.5 x 6	3.5 x 6	3.5 x 6	3.5 x 6	4 x 8	
他の車両、トレーラー、セミトレーラー	a x b	a x b	a x b	a x b	a x b	a x b	$a \geq A + 2$ $b \geq L + 3$  A=車両の幅 L=車両の長さ
ワークショップの扉、修理・メンテナンス場及び車両の通路は、車両の移動の便宜を考慮した適切な高さでなければならず、必要な修理・メンテナンスを行うために十分なスペースが確保されていなければならない。							

# 1.自動車ディーラーのための会社設立

## (4) 個別要件（修理・メンテナンス業）

### 9. 車種別実施可能作業要件<sup>11</sup>

施設において実施可能なシステム、 コンポーネント、作業	乗用車	トレーラー セミトレーラー	特殊四輪車
エンジン及び関連システム	○	×	○
パワー・トレイン	○	×	○
トランスミッション	○	○	○
サスペンション	○	○	○
ブレーキ	○	○	○
ステアリング	○	× <sup>(1)</sup>	○
電気・照明・信号	○	○	○
エアコン	○	× <sup>(2)</sup>	○
運転席	○	×	○
車体及びシャーシ	○	○	○
貨物コンテナ	○	○	○
塗装	○	○	○
洗車	○	○	○

注: (1) トレーラー、セミトレーラー、ステアリングに関しては○

(2) 人を運搬するトレーラー、セミトレーラーに関しては○

## 2. 運営開始後の義務等 (新車・中古車・輸入車販売)

### 新車の輸入要件<sup>12</sup>

- 検査・テストを行い品質管理局に以下を提供すること
    - a. 外国当局発行の車種ごとの適格証明書
    - b. 外国の車両製造・組立て業者の工場の品質管理伝票
    - c. 外国当局発行の車種ごとの工場の品質確保基準に関する評価結果書類
  - 各輸入に関し、品質管理局の検査（排ガスと技術的安全性に関するもの）を受けること
- ※輸入車の場合、ベトナムとの間で車両の相互認定に関する合意を締結済みの国又は地域の品質認定証を受けた車両であれば上記要件は満たされる
- ※輸入車に関しては、エネルギーラベルの申請・取得を行う必要がある<sup>13</sup>

### 中古車の輸入要件<sup>14</sup>

- 製造日からベトナム到達まで5年以内
- ベトナムの排出ガス規制と同等又は高い規制を有する国で流通登録を受けていること
- 各車両につき、技術的安全性及び環境保護に関する検査を受けること
- 外国において発行され、輸出日現在有効な流通登録証（又は同等の書類）を品質管理局に提出すること

### 輸入禁止車両<sup>15</sup>

- 右ハンドル車（ただし、制限区域内で運用され、公道に出ない車両は除き、それにはクレーントラック、用水路掘削機、街路清掃車、街路洗浄車、ごみ収集車、道路建設者、空港における乗用車、倉庫・港湾における運搬トラック、コンクリートポンプ車、ゴルフコース又は公園内で運用される車両を含む。）
- フレーム又はエンジン番号が削除、改造又は改ざんされた4輪車又はその部品
- フレーム番号が削除、改造、又は改ざんされたトレーラー又はセミトレーラー
- 元のデザインから変形された中古車両
- 製造後5年超が経過している車両、トレーラー・セミトレーラー（一部専用のものを除く）、特殊四輪車
- 中古救急車

## 2. 運営開始後の義務等（付属品販売）

### 輸入が禁止されている付属品<sup>15</sup>

- 中古のエンジン、車両フレーム、タイヤ、タイヤチューブ、部品、モーター
- エンジンに付属の中古シャシー（新品シャシーでも中古エンジンが付属しているものは輸入禁止）

※ 付属品の販売に関してはその他特段の許認可要件なし

※ 輸入禁止品でないものの輸入、国内で調達したものの販売に関しては特段の規制なし

## 2. 運営開始後の義務等

### 新車・中古車の販売

毎年1月30日までに車両の輸入状況に関する報告書を商工省に提出すること<sup>16</sup>

毎年1月31日までに取引状況に関する報告書を小売ライセンスの発行機関に提出すること<sup>17</sup>

### 付属品の販売

毎年1月31日までに取引状況に関する報告書を小売ライセンスの発行機関に提出すること<sup>17</sup>

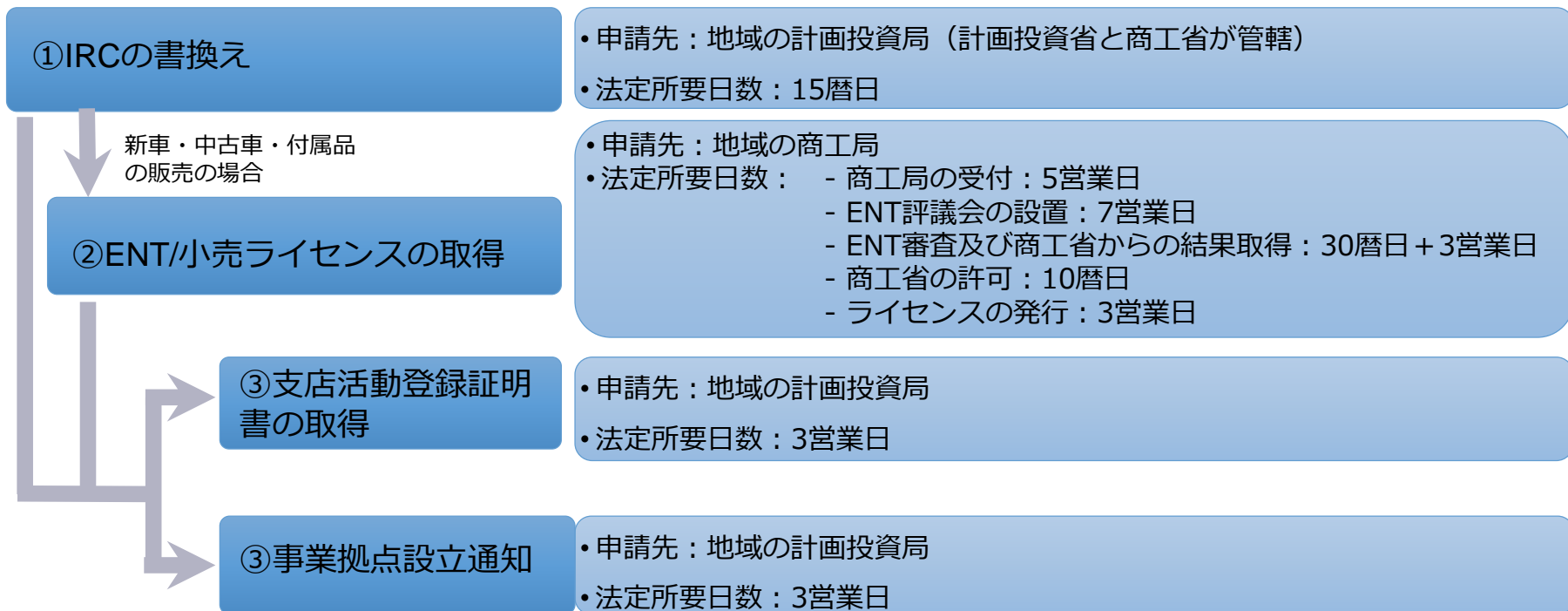
### 修理・メンテナンス

24か月に1度、全国で行われる車両の修理・メンテナンスに関する認定企業としての認証を受けること<sup>18</sup>

# 3. 追加店舗の開設

## (1) 必要手続とフロー

	新車販売	中古車販売	付属品販売	修理・メンテナンス
必要許認可・手続等	<ul style="list-style-type: none"> <li>①IRCの書換え</li> <li>②Economic Needs Test (ENT)を前提とする小売ライセンスの取得</li> <li>③支店活動登録証明書の取得（支店形式の場合）又は</li> <li>③事業拠点設立通知（事業拠点形式の場合）</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>①IRCの書換え</li> <li>②支店活動登録証明書の取得（支店形式の場合）又は</li> <li>②事業拠点設立通知（事業拠点形式の場合）</li> </ul>



# 3. 追加店舗の開設

## (2) Economic Needs Test (ENT)について<sup>19</sup>

- 外資による2店舗目以降の小売店舗の開設に際しては、ENTにより、当該事業に関する経済的な需要を考慮して個別に可否が判断される
- ENTは以下の考慮要素に基づき、当局（人民委員会の組織するENT評議会）により判断される
  - ① 小売店舗開設に伴って影響を受ける地域の規模
  - ② 同地域内の小売店舗数
  - ③ 同地域内の市場安定性や伝統的なマーケット等への影響
  - ④ 同地域内の交通渋滞、環境衛生及び防災への影響
  - ⑤ ベトナム人の雇用創出への貢献可能性、国家予算への貢献可能性等の社会経済発展への貢献
- なお、以下の①～③の全てを満たす場合には、ENTは免除される
  - ① 店舗の面積が 500 平方メートル未満
  - ② ショッピングセンター内における設立
  - ③ コンビニエンスストア、ミニスーパーの形態ではない



# 脚注・法令情報

外資企業のみ適用される場合は ( ) で記載。それ以外は、外資企業及び現地企業に適用される。

1. Official letter No. 949/XNK-CN
2. Decree 116/2017/ND-CP第16条
3. Decree 69/2018/ND-CP第4.3条
4. Decree 116/2017/ND-CP第22条
5. Decree 116/2017/ND-CP第22.3条
6. Decree 116/2017/ND-CP第15条
7. Decree 116/2017/ND-CP第21.7条
8. Decree 116/2017/ND-CP第7.1条 b 号
9. Decree 116/2017/ND-CP第15.1条
10. Decree 116/2017/ND-CP第21条

# 脚注・法令情報

外資企業のみ適用される場合は ( ) で記載。それ以外は、外資企業及び現地企業に適用される。

11.TCVN 11794:2017

12.Decree 116/2017/ND-CP第6条

13.7人乗り以下の場合につき43/2014/TTLT-BGTVT-BCT

8人以上9人乗り以下の場合につき40/2017/TT-BGTVT

14.Circular 03/2006/TTLT-BTM-BGTVT-BTC-BCA第二章

15.Decree 69/2018/ND-CP別紙一第二章8号及び9号

16.Decree 116/2017/ND-CP第20条

17.Decree 09/2018/ND-CP第40条 (外資企業のみ適用される)

18.Decree 116/2017/ND-CP第25条

19.Decree 09/2018/ND-CP第23条 (外資企業のみ適用される)

## (参考) 法令名

- 自動車の製造、組立、輸入、保証、メンテナンスに関する政令  
116/2017/ND-CP
- 貿易管理法の施行に関する政令69/2018/ND-CP
- 自動車の修理、メンテナンスの作業場に関するベトナム国家規格TCVN  
11794:2017
- 7人乗り以下の乗用車に対する省エネラベル貼付に関する共同通達  
43/2014/TTLT-BGTVT-BCT
- 7人乗り以上9人乗り以下の乗用車に対する省エネレベル貼付に関する通達  
40/2017/TT-BGTVT
- 2006年1月23日付政令12/2006/ND-CPに基づく16座席以下の中古乗用  
車の輸入ガイドラインに関する共同通達03/2006/TTLT-BTM-BGTVT-  
BTC-BCA
- ベトナムにおける外資系企業の商品売買活動などに関する商法および外国  
貿易管理法の細則を定める政令09/2018/ND-CP

ベトナムにおける EC、自動車ディーラーへの会社設立・出店手順の手順書

2019 年 12 月作成

---

作成者 ジェトロ（日本貿易振興機構）ホーチミン事務所

---

Copyright(C) 2019 JETRO. All right reserved.